

施策評価シート （評価対象年度：平成30年度）

1. 基本的事項

① 施策名〔施策小〕	2 個人情報の保護	② 施策番号	2105
③ まちづくりの方向〔政策(章)〕	6 みんなでまちづくりに取り組むまち		
④ 基本施策〔施策大(節)〕	2 市民の満足度が高く、また透明性の高い行政経営をおこなうまちをめざします		
⑤ 基本的方向〔施策中〕	2 広聴・広報活動の充実		
⑥ 担当部名	⑦ 担当課名		
総務部	総務課		

2. 施策の現状把握

[1] 施策の対象・意図

① 施策の対象(誰、何に対して施策を実施するのか)	市民
② 意図(対象をどのような状態にしたいのか。何を狙っているのか)	市の保有する個人情報の開示、訂正、削除と利用等の中止を求めることができ、個人の権利利益の保護を図る。
③ 環境(この施策を取り巻く状況はどのような状態なのか、また、国や府の動きはどのような状態で、今後どのように変化していくと考えられるか)	平成28年1月のマイナンバー制度導入後、平成29年11月からは国や地方公共団体等間での情報連携の本格運用が開始され、所得情報の確認が可能となり、各種申請の際の所得証明書の添付が省略されるなど、住民サービス向上につながっている。これにより、一層、個人情報の保護対策を慎重に行う必要がある。

[2] 施策指標及び推移

施策指標(成果指標)	単位	指標とした理由・考え方
① 開示率 計算式	%	自己情報が適正に管理されているかを確認する手段として、本人からの自己情報の開示請求に対して公開している割合である開示率を指標とした。
② 計算式		
③ 計算式		

指標名	単位	H28実績	H29実績	H30実績	R1見込	R2目標	備考	
① 開示率	%	目標値	100	100	100	100	100	
		実績値	100	100	100	—	—	
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%			
②		目標値						
		実績値						
		達成率						
③		目標値						
		実績値						
		達成率						

[3] 施策を構成する事務事業

	事務事業名	成果指標				総事業費(千円)			事務事業評価結果		重点化	
		指標名	単位	H29実績	H30実績	R1見込	H29実績	H30実績	R1見込	総合評価		今後の方向性
1	個人情報保護事業	開示率	%	100	100	100	1,857	1,904	1,957	A	ア	◎
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
計	1						1,857	1,904	1,957			

3. 施策の評価

評価の視点	説明・コメント等
①本施策の意図すること(目的)は、上位施策(施策中)の達成にどのよう貢献しますか。 (施策所管課等としての考えをお示ください。)	市が保有する個人情報を保護し、個人の権利利益を保護することは、公正で信頼される市政を推進するために必要である。
②本施策で設定した指標から何が読み取れますか。 (2[2]の表の数値の推移から分析できることをお示ください。)	住民票等の交付に伴う本人通知等制度(第三者通知制度:市民課)の利用から、次の段階として個人情報の開示を求めるケースが多くなっているが、その求めに対して100%対応している。
③本施策において市民、団体等との役割分担や市の関与は適切ですか。 (施策所管課等としての考え(理想と現実)をお示ください。)	市が保有する個人情報の取り扱いに関するものであるため、市で行わなければならない。
④施策を構成する事務事業は適正ですか。 (2[3]を踏まえ、施策目標に対し事務事業にずれはないか、数は適正かについて考えをお示ください。)	市が保有する個人情報を保護し、個人の権利利益を保護することは、公正で信頼される市政を推進するために必要であり、施策を構成する事務事業として適正である。
⑤施策を構成する事務事業の中で重点化及び縮小化についてどのように考えますか。 (2[3]において、◎、○、▲とした理由をお示ください。)	個人の尊厳と基本的人権の尊重は、社会の基礎をなすものであり、個人のプライバシーを最大限に保護することが重要であることから、本事務事業を重点化事業と考える。

4. 一次評価(所管課評価)

	評価(A~D)	課題等	A: 施策達成に向けた取組や展開などが大変評価できる B: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われている C: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われているものの、改善の余地がある D: 施策達成に向けた取組や展開などが不十分であり、改善の余地が大いにある
一次評価	A	個人情報を有効に活用するよう配慮しながら、個人の権利や利益を保護する。	

5. 改革、改善案

即時的対応 (すぐに取り組む改善案)	職員に対する研修や庁内掲示板を通じて個人情報保護制度の周知徹底を図る。
短期的対応 (1、2年のうちに取り組む改善案)	個人情報を取り扱う事務については、複数の者がチェックを行うなど組織の体制を強化する。
中長期的対応 (3~5年をめぐりに取り組む改善案)	個人情報の保護のあり方を定期的に見直す。

6. 二次評価(行革・財産活用室評価)

	評価(A~D)	課題等	A: 施策達成に向けた取組や展開などが大変評価できる B: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われている C: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われているものの、改善の余地がある D: 施策達成に向けた取組や展開などが不十分であり、改善の余地が大いにある
二次評価	B	適切な個人情報の開示により施策達成への取組が適切に実施されている。 市が保有する個人情報の保護を継続して適切に実施するため、職員研修等の制度周知に向けた取組を引き続き進められたい。	